

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示案について

1. 背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 47 条において、自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならないとされ、法第 57 条に基づき、それら点検及び整備の実施の方法を、自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号）に規定している。

近年、自動運転技術や電動車の普及が進むと同時に、セルフチェック（OBD※）機能が搭載される自動車が増加している。これを踏まえ、「自動車の高度化に伴う安全確保策のあり方検討会」において車検時等の点検方法の見直しについて検討し、令和 5 年 3 月に 5 つの点検項目について OBD 機能を活用した確認を認める改正を行ったところである。

当該見直しについて引き続き検討しており、今般新たに一部点検項目について、OBD 機能を活用した確認等が可能であることが確認されたため、自動車の点検及び整備に関する手引について、所要の改正を行うこととする。

※ On-Board Diagnosis（車載式故障診断装置）

2. 概要

以下の 5 つの点検項目について、目視等により直接確認する従来の点検方法に加え、OBD 機能を活用した確認方法等も認める改正を行う。その他、所要の改正を行う。

点検箇所	点検項目	点検方法
ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき（日常点検）	ブレーキ・ペダルの操作量の異常を検知するセンサが装着されている自動車にあっては、OBD 機能を活用した確認も可とする
	踏み込んだときの床板とのすき間（定期点検）	
倍力装置（ブレーキ・ブースタ）	機能（定期点検）	電動倍力式の倍力装置が装着されている自動車にあっては、OBD 機能を活用した確認を行うこととする
一酸化炭素等発散防止装置	二次空気供給装置の機能（定期点検）	J-OBD II 又は WLTP-OBD が装着されている自動車にあっては、OBD 機能を活用した確認も可とする
	排気ガス再循環装置の機能（定期点検）	

3. スケジュール（予定）

公 布：令和 7 年 7 月頃
施 行：令和 7 年 10 月頃